

水道法施行規則（抄）

（昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号 最近改正平成 23 年 10 月 3 日厚生労働省令第 125 号）

（定期及び臨時の水質検査）

第 15 条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次に掲げる検査を行うこと。

イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下この項及び次項において「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項についての検査

二 検査に供する水（以下「試料」という。）の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十の項から十九の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

イ 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三の項から八の項まで、十の項から十九の項まで、三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号

及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十一の項、十二の項(海水を原水とする場合を除く。)、二十五の項(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。)、三十五の項、三十六の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
基準の表中六の項、八の項及び三十一の項から三十四の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年厚生省令第十五号)第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況
基準の表中十三の項から十九の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)
基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。)

- 2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - 一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
 - 二 試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。
 - 三 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。
- 3 第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。
- 4 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。
- 5 第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。
- 6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画(以下「水質検査計画」という。)を策定しなければならない。
- 7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

- 二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
 - 三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
 - 四 第二項の検査に関する事項
 - 五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容
 - 六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項
- 8 法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関(以下この項において「水質検査機関」という。)に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。
- 一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項(第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びへを除く。)を含むこと。
 - イ 委託する水質検査の項目
 - ロ 第一項の検査の時期及び回数
 - ハ 委託に係る料金(以下この項において「委託料」という。)
 - ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
 - ホ 水質検査の結果の根拠となる書類
 - ヘ 第二項の検査の実施の有無
 - 二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。
 - 三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
 - 四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。
 - 五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。
 - 六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

(登録の申請)

- 第15条の2 法第20条の2の登録の申請をしようとする者は、様式第13による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
 - 二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
 - 三 申請者が法第20条の3各号の規定に該当しないことを説明した書類
 - 四 法第20条の4第1項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類
 - イ 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していること説明した書類(検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。)
 - ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類
 - (1) 前条第1項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類
 - (2) 水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類
 - (3) 水質検査に用いる機械器具ごとの所有又は借入れの別について説明した書類

(借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。)

(4) 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真

五 法第20条の4第1項第二号の水質検査を実施する者(以下「検査員」という。)の氏名及び略歴

六 法第20条の4第1項第三号イに規定する部門(以下「水質検査部門」という。)及び同号ハに規定する専任の部門(以下「信頼性確保部門」という。)が置かれていることを説明した書類

七 法第20条の4第1項第三号ロに規定する文書として、第15条の4第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書

八 水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類

九 次に掲げる事項を記載した書面

イ 検査員の氏名及び担当する水質検査の区分

ロ 法第20条の4第1項第三号イの管理者(以下「水質検査部門管理者」という。)の氏名及び第15条の4第三号に規定する検査区分責任者の氏名

ハ 第15条の4第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名

ニ 水質検査を行う項目ごとの定量下限値

ホ 現に行っている事業の概要

(登録の更新)

第15条の3 法第20条の5第1項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第14による申請書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 前条各号に掲げる書類(同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。)

二 直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

(検査の方法)

第15条の4 法第20条の6第2項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

二 精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査(国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。)を定期的に受けること。

三 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行うこと。ただし、ハについては、あらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者(以下「検査区分責任者」という。)に行わせることができるものとする。

イ 水質検査部門の業務を統括すること。

ロ 次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ 水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

ニ その他必要な業務

四 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者（以下「信頼性確保部門管理者」という。）が置かれていること。

イ 第七号への文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

ロ 第七号トの文書に基づく精度管理を定期的実施するための事務、外部精度管理調査を定期的に受けるための事務及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務を行うこと。

ハ イの内部監査並びにロの精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第20条の14の帳簿に記載すること。

ニ その他必要な業務

五 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者が、登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

六 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

作成すべき標準作業書の種類	記載すべき事項
検査実施標準作業書	一 水質検査の項目及び項目ごとの分析方法の名称 二 水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法 三 水質検査に当たつての注意事項 四 水質検査により得られた値の処理の方法 五 水質検査に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日
試料取扱標準作業書	一 試料の採取の方法 二 試料の運搬の方法 三 試料の受領の方法 四 試料の管理の方法 五 試料の管理に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日
試薬等管理標準作業書	一 試薬等の容器にすべき表示の方法 二 試薬等の管理に関する注意事項 三 試薬等の管理に関する記録の作成要領 四 作成及び改定年月日
機械器具保守管理標準作業書	一 機械器具の名称 二 常時行うべき保守点検の方法 三 定期的な保守点検に関する計画 四 故障が起こつた場合の対応の方法 五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領 六 作成及び改定年月日

七 次に掲げる文書を作成すること。

- イ 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
- ロ 文書の管理について記載した文書
- ハ 記録の管理について記載した文書
- ニ 教育訓練について記載した文書
- ホ 不適合業務及び是正処置等について記載した文書
- ヘ 内部監査の方法を記載した文書
- ト 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書
- チ 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書
- リ 受託の方法を記載した文書
- ヌ 物品の購入の方法を記載した文書
- ル その他水質検査の業務の管理及び精度の確保に関する事項を記載した文書

(変更の届出)

第15条の5 法第20条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第15による届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第15条の2第八号に掲げる書類を添えなければならない。

(水質検査業務規程)

第15条の6 法第20条の8第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
- 五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿
- 七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
- 八 法第20条の10第2項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項

2 登録水質検査機関は、法第20条の8第1項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第16による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類
- 二 前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類

3 登録水質検査機関は、法第20条の8第1項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第16の2による届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、第1項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

(業務の休廃止の届出)

第15条の7 登録水質検査機関は、法第20条の9の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止する検査の業務の範囲
- 二 休止又は廃止の理由及びその予定期日
- 三 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第15条の8 法第20条の10第2項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第15条の9 法第20条の10第2項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の備付け)

第15条の10 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

2 法第20条の14の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 水質検査を委託した者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 水質検査の委託を受けた年月日
- 三 試料を採取した場所
- 四 試料の運搬の方法
- 五 水質検査の開始及び終了の年月日時
- 六 水質検査の項目
- 七 水質検査を行つた検査員の氏名
- 八 水質検査の結果及びその根拠となる書類
- 九 第15条の4第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十 第15条の4第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十一 第15条の4第七号ニの教育訓練に関する記録